

国立大学法人東京学芸大学業務達成基準に関する取扱いを次のように制定する。

平成 20 年 3 月 31 日

東京学芸大学長
鷺 山 恭 彦

国立大学法人東京学芸大学業務達成基準に関する取扱い

(趣旨)

第 1 この取扱いは、国立大学法人東京学芸大学運営費交付金債務等の収益化に関する要項（平成 18 年 3 月 1 日制定）第 6 条に基づき、国立大学法人東京学芸大学において運営費交付金又は授業料を財源として実施される業務で、業務達成基準を適用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(適用要件)

第 2 文部科学省が業務達成基準の適用を指定した業務のほか、次に掲げる要件を満たした業務は、業務達成基準を適用することができる。

- (1) 実施する教育・研究等の業務の成果又は進捗度に対応する予算の執行計画が作成されていること。
- (2) 当該業務の達成すべき成果又は進捗度を客観的に計ることが可能であり、収益化すべき額が明確にできる業務であること。

(申請)

第 3 部局の長は、業務達成基準を適用しようとする業務がある場合には、業務達成基準適用業務申請書（別紙様式 1）及び業務実施計画書（別紙様式 2）により、学長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、原則として、事業年度開始前又は当該予算を執行する前に行わなければならない。

(適用の指定)

第 4 学長は、第 3 により申請された業務について、業務達成基準を適用することが適当であると認めたときは、その指定を行い、速やかに部局の長に通知を行うものとする。

(実施計画の変更)

第 5 部局の長は、業務達成基準の適用の指定を受けた業務の実施計画等に変更が生じたときは、業務実施計画書（変更分）（別紙様式 3）により学長に申請し、その承認を得なければならない。

(業務の実施報告)

第 6 部局の長は、業務達成基準の適用の指定を受けた業務が完了したとき又は事業年度終了後、速やかに業務達成基準適用業務報告書（別紙様式 4）及び業務実施報告書（別紙様式 5）を学長に提出しなければならない。

(説明責任)

第 7 業務達成基準の適用の指定を受けた業務の代表者は、当該業務の実施計画及び実施報告における成果等に関する説明責任を負うものとする。

(予算の流用制限)

第 8 部局の長は、業務達成基準を適用した予算について明確に区分し、他の業務の使途に流用してはならない。

附 則

この取扱いは、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。